

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原 総一郎 森田 恒平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	平成24年12月10日
【提出日】	平成25年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	提出者所在地の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メガネスーパー
証券コード	3318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所 (JASDAQスタンダード)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者 (大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国法人)
氏名又は名称	ケイマン・キャピタル・マネージメント・ツー・インク (Cayman Capital Management II, Inc.)
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービス (ケイマン) リミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービス・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年12月11日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー (Douglas R. Stringer)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	リミテッド・パートナーシップ財産の管理・運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士 森田 恒平
電話番号	03 6266 8531

(2)【保有目的】

経営参加、中長期投資及び重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			10,223,777
新株予約権証券（株）	A	-	H 867,064
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 11,090,841
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	11,090,841	
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	867,064	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年9月13日現在） （注）	V	48,528,884
上記提出者の 株券等保有割合（％） （T/(U+V)×100）		22.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		22.45

（注）発行者の平成24年9月13日付四半期報告書に記載された平成24年9月13日時点の発行済株式数を記載しております。

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者（大量保有者）が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・ジェネラルパートナー・エルピー（AP Cayman Partners II General Partner, L.P.）が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・エルピー（AP Cayman Partners II, L.P.）の株式数及び新株予約権数であります。</p> <p>提出者（大量保有者）は、発行者のA種優先株式を保有する有限会社ビック商事との間で、有限会社ビック商事が、発行者のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の全てにおいて上程される議案（会社法第322条第1項第1号ロ（但し、A種優先株式の内容の変更に限る。）に係る議案を除く。）に関し、自ら保有する株式の全部に係る議決権につき、提出者（大量保有者）が満足する内容の議決権を行使する義務を負う旨を合意しております。</p>

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	-
--------------	---

借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	510,229
上記(Y)の内訳	平成24年12月10日において保有する株券(A種劣後株式)8,923,180株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成24年12月10日において保有する株券(B種劣後株式)1,300,597株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成24年12月10日において保有する新株予約権証券(第2回新株予約権)1,225,098個につき、無償取得いたしました。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	510,229

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		